

2020年12月8日

(変更日：2020年12月10日)

在校生の皆様及び保護者 各位

学校法人吉田学園

## 吉田学園 学生生活特別支援制度（第二次）の開始について

学校法人吉田学園では、新型コロナウイルス感染症拡大の環境下、北海道から、11月7日からの道独自の警戒ステージ引上げおよび集中対策期間の設定、道民及び道内滞在中の方々への行動要請、特に札幌市内を中心とする事業者への休業・営業時間短縮の要請が出されたことを受け、学生（大学・専門学校）のアルバイト収入や保護者など学費支弁者の収入への影響が見られることから、学生生活が困難になっている学生に対して、金融機関の支援を基に、吉田学園独自の特別支援を下記の通り実施いたします。

### 記

#### 1. 制度名

吉田学園学生生活特別支援制度（第二次）

#### 2. 支援対象

新型コロナウイルス禍の影響により、2020年11月以降に生活環境が著しく低下した学生（第一次特別支援を受けた者も対象）

(例) 新型コロナウイルス禍の影響により、学生のアルバイト収入が途絶え又は減額され生活が困難な学生

(例) 新型コロナウイルス禍の影響により、アルバイトをしたいが求人も少なく、現在の状況では不安でできない学生

(例) 新型コロナウイルス禍の影響により、保護者など学費支弁者の収入が著しく減額され、仕送りが途絶え又は減額され生活が困難な学生

#### 3. 支援内容

「生活支援金3万円」（一人1回限り）を支給する。

#### 4. 申請期限

~~2020年12月18日~~

2020年12月22日（変更後）

以上